

令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務 に係るプロポーザル実施要領

この要領は、「令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務」の事業者選定にあたり、当該業務に係る事業者の高度な知識や企画力、幅広い専門性等について能力を評価し、最適な受注者を選定するためのプロポーザルの実施に係る事項を定めたものである。

(参加資格)

第1条 応募者は、令和7年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されており、かつ名簿に登録している第1希望業種または第2希望業種を「土木設計 造園」としている者で、次に掲げる全てに該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- (2) 市の指名停止の措置を受けている者
- (3) 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- (5) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者
- (6) 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
- (7) 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体
- (8) 令和7年4月1日現在において、引き続き2年以上営業を行っていない者

(参加の表明)

第2条 当該業務において、参加の表明は令和7年5月16日(金)午後5時(必着)までに「令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務」に関する応募登録申込書(様式第1号)により行うものとする。

2 応募登録申込書の提出後に参加を取りやめる場合は辞退届(様式は任意)を提出すること。

3 応募登録申込書の提出に際しては次の書類を添付すること。

(1) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

(2) 応募者の概要書(会社案内等)※様式は任意。

(3) 委任状(様式第11号) ※契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出。

(質問の受付方法等)

第3条 プロポーザルの実施に関する質疑は、以下のとおりとする。

(1) 受付期限：令和7年4月25日(金)午後5時まで

(2) 受付方法：必ず所定の様式でEメールにて提出。(様式第3号)

(3) 回答方法：寄せられたすべての質問と、質問に対する回答を令和7年4月30日(水)午後5時までに市ホームページにて回答します。なお、質問を行った企業名は公表せず、また意見表明と解されるものには回答しない。

(企画提案の内容)

第4条 提出を求める企画提案の内容は、次のとおりとする。

(1) 企画提案書(表紙・目次)※様式は任意

(2) 会社の主要業務実績・同種業務実績(様式第5号)

(3) 業務の実施体制(様式第6号)

(4) 統括責任者及び担当者の主要業務実績等(様式第7号)

(5) 企画提案の概要(様式第8号)

(6) 自由提案の概要(様式第9号)

(7) 実施スケジュール(様式第10号)

(8) 見積書(様式任意)

(9) その他

(企画提案の審査及び事業者の選定)

第5条 企画提案の審査及び事業者の選定を行うため、選定委員会を設置する。選定委員会に関する規定は別途定める「令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務に係る事業者選定委員会設置要綱」によるものとする。

2 6社以上応募の場合、提出された提案書に基づき、「令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務に係る事業者選定採点基準」の項目で書類審査を行い、上位5社をヒアリング対象として決定する。

なお、書類審査の点数はヒアリング後の事業者選定には持ち越さない。

3 書類審査を通過した事業者に対してヒアリングを実施する(様式第12号)

4 書類審査及びヒアリング後の事業者選定について、合計点数が同点の場合は、抽選において決定する。なお、提案者が1者の場合であってもヒアリングを実施し、所定の点数を上回った場合は最優秀提案事業者として確定する。

(審査結果)

第6条 最優秀提案事業者に選定された事業者及び選定されなかった事業者には、書面(様式第13号及び第14号)により、その審査結果を通知するものとする。

(実施上の留意事項)

第7条 企画提案に係る書類、内容は企画提案事業者に無断で、選定にかかる審査以外の目的に使用しない。

(契約方法)

第8条 最優秀提案事業者については、業務の詳細について協議を経た後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。

この要領は、受託者との契約締結日をもって廃止する。